

令和 6 年度那覇市生活衛生監視指導計画に基づく監視指導の結果

令和 6 年度那覇市生活衛生監視指導計画に基づき実施した監視指導について、次のとおり結果を取りまとめました。

第 1 監視指導の実施内容

1 共通監視指導事項

目標監視件数を業種別に分類し、立入検査を実施しました。監視件数実績は別表のとおりです。目標監視件数の合計 745 件は達成しましたが、業種別の監視件数実績においては、令和 5 年度より取組みを開始した浴槽水等のレジオネラ属菌等検査事業をはじめ、手続きのオンライン化、生活衛生関係各種営業施設台帳システムの再構築事業、各種調査等への対応があったことから、クリーニング所の目標監視件数について未達成となりました。なお、改善命令、営業停止命令等、特に衛生上の改善が必要な施設に対する行政処分及び告発を行った事例はありませんでした。

2 重点監視指導事項

(1) レジオネラ症等の防止対策

① 公衆浴場、旅館業の入浴施設における対策

公衆浴場及び旅館業の入浴施設等について、浴室・浴槽・シャワー・循環ろ過器等の衛生管理状況について監視指導を行うとともに、浴槽水等について水質検査を実施しました（詳細は 2 ページの枠内をご確認ください）。水質検査において不適のあった施設については、原因の究明を行うとともに、浴槽及び配管の洗浄等について改善指導を実施しました。なお、改善指導後の事業者による自主検査において、基準値内となっていることを確認しています。

<レジオネラ症とは>

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（細かい水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。レジオネラ属菌は土壌中や池、沼、水たまりなどの環境中においてどこにでもいる常在菌です。エアロゾルを発生しやすい循環式浴槽や打たせ湯等を備える国内各地の入浴施設において感染した例が度々報告されており、死亡事例に至ることもあります。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることが義務付けられています。人から人へは感染しませんが、幼児や高齢者など抵抗力の弱い方が感染しやすい傾向にあります。

＜那覇市浴槽水等のレジオネラ属菌等検査事業について＞

那覇市では、令和5年度より、市内の公衆浴場や旅館業の入浴施設等における衛生状態を的確に把握し、健康被害、特にレジオネラ症の発生防止を徹底するため、浴槽水を採水し、行政検査を実施しています。

令和6年度は、スポーツクラブ等の浴槽を有する公衆浴場のほか、保健所による実態調査や書面によるアンケート調査により大浴場等を備えていることを確認した旅館業を対象に検査を実施しました。（表1）

また、浴槽水を採水する際、浴槽やシャワーヘッド、手すり等の清掃度合いや、浴槽水そのものの衛生度（消毒効果）を確認するためATP検査を実施しています。この検査は、生物を含む多くの有機物に含まれるATP（アデノシン三リン酸）を汚れの指標として検査する方法です。測定後、数十秒で汚れの程度を数値として視覚化できるため、レジオネラ属菌の発生源となり得る場所や設備についてその場で即効性のある改善指導を行うことにより、事故の未然防止を図っています。

なお、本市では、浴槽水の水質の基準を「那覇市公衆浴場法施行細則第7条第2項」及び「那覇市旅館業法施行細則第7条第2項」で定めています。（表2）

表1 レジオネラ属菌等検査件数

業 種	検査施設数	検体数	不適検体数	項目別不適検体数（延べ数）			
				濁度	全有機炭素の量	大腸菌群	レジオネラ属菌
公衆浴場	12	25	4	－	2	1	1
旅館業	14	28	5	－	4	－	2



浴槽水採水の様子



ATP 検査キット

表2 浴槽水の水質の基準

	検査項目	基準
1	濁度	5 度以下
2	全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素：8mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量：25mg/L
3	大腸菌群(※)	1 個/mL 以下
4	レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu/100mL 未満)

※令和7年4月1日より大腸菌に改正されています。

<浴槽水の水質基準改正に係る周知・啓発>

那覇市公衆浴場法施行細則及び那覇市旅館業法施行細則に規定する浴槽水の水質の基準のうち、大腸菌群が大腸菌に改正されました(令和7年4月1日より施行)。

これを受けて、公衆浴場及び旅館業事業者にパンフレット(右参照)を送付し、改正内容の周知と自主衛生管理の啓発を行いました。

○ 改正の経緯：

公衆浴場等で使用する水の衛生管理については、国が示す「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を基に基準を定めています。

水質検査の技術の進歩などを踏まえ、よりの確に汚染を捉えることができる指標へと国の指針が改正されたことから、本市細則の規定を改正しています。

○ 周知実施時期：令和7年3月

○ 対象施設数：31施設

浴槽水の水質基準が変わります

那覇市公衆浴場法施行細則・旅館業法施行細則の改正について

公衆浴場等で使用する水の衛生管理については、国が示す「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を基に基準を定めています。

この度、水質検査の技術の進歩などを踏まえ、国の指針が改正され、公衆浴場等における水質基準の指標について、よりの確に汚染を捉えることができる指標に発見されたことから、本市の細則に規定する基準を改正します。

次回、自主検査の際は必ず検査項目の見直しを行いましょう!

改正の経緯

浴槽水の水質基準の検査項目を「大腸菌群」から「大腸菌」に変更します。

施行期日

令和7年4月1日

【改正後】浴槽水の水質基準(令和7年4月～)

検査項目	検査方法	基準
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過光散乱法	5度以下
全有機炭素の量(又は過マンガン酸カリウム消費量)	全有機炭素系測定法(過マンガン酸カリウム消費量にあっては測定法)	8mg/L以下 (過マンガン酸カリウム消費量にあっては25mg/L以下)
大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令第64号に規定する方法	1個/mL以下
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却濃心濃縮法	検出されないこと (10CFU/100mL以下)

浴槽水は定期的に水質検査を実施することが定められています

【検査頻度】

- ☐ 毎日完全に水を入れ替えている浴槽水は1年に1回以上
- ☐ 湯日使用している循環型浴槽水で、浴槽が塩素系薬剤の場合は1年に2回以上
- ☐ 湯日使用している循環型浴槽水で、浴槽が塩素系薬剤でない場合は1年に4回以上

※ 各施設の施設についてご確認ください

【お問い合わせ】那覇市保健所 生活衛生課 TEL:098-853-7963

パンフレット

「浴槽水の水質基準が変わります」

② 病院及び特定建築物等における対策

医療法を担当する職員と連携し、同法に基づく病院立入検査の際に18施設へ立入し、浴室・浴槽・シャワー・貯湯槽等の衛生管理状況について確認しました。

また、冷却塔や貯湯槽等を設置する特定建築物等については、清掃状況や管理状況についての確認・指導を行ったほか、遊泳用プールの設置施設についても、レジオネラ属菌を含む水質の自主検査状況を調査し、必要に応じて指導を行いました。

(2) 宿泊施設への監視指導

○ 旅館業法に基づく許可施設：

新規申請、変更届等にかかる立入検査、苦情のあった施設への立入調査等において監視指導を実施しました。

また、令和5年12月の旅館業法改正により「営業者が宿泊を拒むことができる事由の見直し」及び「事業譲渡による営業者の地位の承継に関する承認手続きの整備」等の内容が規定されたことから、令和5年度に引き続き、営業者が正しく理解し、市内旅館業施設の運営が適正に行われるよう、周知・啓発を行いました。

○ 住宅宿泊事業法に基づく届出施設：

新規届出があった全ての施設の立入調査を行いました。また、住宅入口に掲示が必要な標識が適切に掲示されているか調査を実施しました。

なお、住宅宿泊事業法に基づく届出施設において、那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に違反している施設はありませんでした。

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business	
	
【 届 出 済 】 CERTIFIED	
届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	
那 覇 市 長	

住宅宿泊事業者が届出住宅に
掲示する「標識」例

<宿泊施設のインターネット調査>

OTA サイト（OTA：Online Travel Agency、オンラインで宿泊施設やツアーなどの旅行商品を予約・購入できるウェブサイト）に掲載されている宿泊施設について、旅館業法に基づく営業許可又は住宅宿泊事業法に基づく届出施設であることを確認するため、インターネット調査を実施しました。

○ 調査した OTA サイト：Airbnb、Booking.com、STAY JAPAN、Vrbo、Vacation STAY、一休.com、楽天 STAY、Trip.com、Expedia

○ 調 査 実 施 期 間：令和6年6月～8月

○ 調 査 結 果：

上記の OTA サイトに掲載された市内の 479 施設の許可・届出状況を確認した結果、1 施設の旅館業無許可営業施設を確認したため、速やかに中止するよう指導しました。当該施設については、指導実施以降、宿泊業を実施していないことを確認しています。

また、OTA サイトに掲載された施設名称等が営業許可証等に記載された情報と異なることが確認された 6 施設については、必要な手続きを行うよう指導しました。

(3) 理容所及び美容所への監視指導

新規届出や変更届に係る立入検査、衛生管理状況に係る調査のほか、管理美容師及び管理理容師を設置する施設の従事状況や営業が継続されているかの実態調査を実施しました。

開設届出内容に変更が生じている施設、実態の確認できない施設に対しては、必要な手続きを行うよう指導しました。

(4) 旅館業等におけるトコジラミ等衛生害虫由来の健康被害対策

旅館業施設におけるトコジラミに関する発生疑い事案が1件あり、直ちに事業者に対し、事実確認及びトコジラミに関する調査の実施を指導しました。当該施設の現場調査を実施したところ、当該施設を原因とするトコジラミの発生は確認されませんでした。

第2 違反を発見した場合の対応

宿泊施設のインターネット調査により、無許可での旅館業営業施設1施設を確認したため、速やかに中止するよう書面にて指導しました。

また、美容所について、無資格の者が施術を行っているとの通報があり、関係者への聞き取り調査を実施しましたが、違反の事実はありませんでした。

改善命令等の措置及び告発等を行った事例はありませんでした。

第3 健康被害発生時の対応

旅館業施設におけるトコジラミの発生疑いの通報を受け、直ちに事業者に対し、事実確認及びトコジラミに関する調査の実施を指導するとともに、現場の調査を実施しましたが、当該施設を原因とするトコジラミの発生及び健康被害は確認されませんでした。

改善命令等の措置や事件概要の公表を行った事例はありませんでした。

第4 生活衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 環境衛生監視員等の資質の向上

衛生監視を行う職員（環境衛生監視員）の資質向上のため、以下の研修に派遣しました。

研修名	研修内容
公衆浴場の現場で学ぶ レジオネラ症対策・配管洗浄見学講座 (東京都：オフィス環監未来塾主催)	・公衆浴場の配管洗浄見学 浴槽・配管の清掃・殺菌工程の見学 pH・ATP・残留塩素濃度検査法などの実践
2024年度 衛生害虫ウェビナー -家庭におけるトコジラミ対応- (オンライン：一般財団法人日本環境衛生センター主催)	・トコジラミの基本情報 ・家庭用殺虫剤による駆除事例 ・ピレスロイド抵抗性の現状 ・殺虫剤以外の防除方法

研修名	研修内容
令和 6 年度環境衛生監視員等研修会 (宮崎県：宮崎県福祉保健部主催)	【実地研修】 宮崎市内公衆浴場 ・施設概要に関する説明 ・施設の衛生管理等視察（基本構造、点検作業、塩素管理方法等） 【講義】 ・宮崎市におけるレジオネラ症集団感染事例の概要 ・公衆浴場の現場から見る衛生管理
令和 6 年生活衛生関係営業指導職員研修会 (オンライン：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター主催)	・生衛法の成り立ちと生活衛生同業組合の役割、使命等 ・生活衛生行政及び法令改正等の動向と指導業務上の留意点等について ・生活衛生関係営業指導業務等に関する国等への質問及び意見交換等について ・（公財）都道府県生活衛生営業指導センターの組織と活動について
第 68 回生活と環境全国大会 (神奈川県：一般財団法人日本環境衛生センター主催)	・全国環境衛生職員団体協議会 事例研究発表会（口演発表：15 題） ・生活衛生公開講座：本当に怖いトコジラミ
令和 6 年度環境衛生監視指導研修 (オンライン 3 日間、集合研修（埼玉県） 3 日間：国立保健医療科学院主催)	【オンライン】 ・わが国の監視指導体制と行政実務 ・衛生動物を取り巻く最近の話題 ・水道水質の評価 ・室内空気汚染と対策 ・レジオネラ属菌の検査と対策 ・環境衛生監視指導のポイント生衛業の指導助言の流れ ・害虫対策（トコジラミ等の対策） ・給排水衛生設備 ・地方行政庁における監視指導の取組み 【集合研修】 ・テーマ討論（グループワーク）及び発表 ・特定建築物の指導のポイント、立入検査 ・実地研修（温水プール等視察） ・環境衛生監視員の経験を活かした業務実践能力

研修名	研修内容
令和 6 年度生活衛生関係技術担当者研修会 (オンライン：厚生労働省主催)	・生活衛生行政の現状と課題について ・旅館業法・興行場法の施設を対象とした感染症対策のための施設管理と指導について ・中規模建築物所有者等による自主的な維持管理手法の検証のための研究について ・クリーニング業における衣類消毒法及び新業務形態について ・公衆浴場におけるレジオネラ対策について ・第 5 版レジオネラ症防止指針について
第 12 回保健所環境衛生監視員講座 (オンライン：一般財団法人日本環境衛生センター主催)	・旅館業施設のレジオネラ対策 ・レジオネラ原因例と感染源特定手法 ・旅館業施設とトコジラミ対処 ・振り返り（自治体間交流）
環監未来塾私塾第 28 回 公衆浴場におけるレジオネラ症対策と衛生管理 (オンライン：オフィス環監未来塾主催)	・国内の公衆浴場施設におけるレジオネラ属菌検出事例 ・公衆浴場における衛生管理

2 生活衛生営業関係者の人材の養成及び資質の向上

建築物清掃業従事者の指導者を対象に、下記の講習会において保健所より講師を計 2 名派遣して講義を行いました。

講習名	講義内容
建築物清掃業従事者研修指導者研修 (新規) (集合教育：受講者 17 名)	・清掃の目的 ・建築物衛生法と登録制度 ・登録制度における従事者研修の位置づけ
建築物清掃業従事者研修指導者研修 (再講習) (集合教育：受講者 31 名)	・建築物衛生法と登録制度 ・登録のための必要書類 ・立入検査結果と行政からの要望



第5 調査・啓発事業

1 温泉利用施設に関する実態調査

市内の温泉利用施設 4 施設について、温泉法第 34 条に基づき、温泉採取の実施状況や利用状況等の調査を行い、施設の実態把握を行いました（令和 6 年 4 月から 5 月まで）。

2 遊泳用プールの水質管理等実態調査

沖縄県からの依頼に基づき、市内の遊泳用プール施設（文部科学省の所管する学校用プールを除く）25 施設について、水質の管理状況等の調査を行いました。水質基準の逸脱等があった施設については、適宜、指導・助言を行いました（令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで）。

3 専用水道の水質関連調査

沖縄県からの依頼に基づき、市内の専用水道設置者 3 施設について、施設や水質に関する調査を行い、適正管理に関する指導・助言を行いました（令和 6 年 5 月から 6 月まで）。

4 専用水道の PFOS 及び PFOA に関する調査

国土交通省及び環境省からの依頼に基づき、市内の専用水道設置者 3 施設について、PFOS 及び PFOA の検出状況を調査しました。なお、暫定目標値を超過する施設はありませんでした（令和 6 年 6 月から 9 月まで）。

5 ドライクリーニング溶剤の使用管理状況に関する調査

厚生労働省からの依頼に基づき、市内のクリーニング所 19 施設について、ドライクリーニング溶剤の使用管理状況に関する調査を行い、営業施設の実態等把握及びドライクリーニング溶剤等の衛生管理に関する指導を実施しました（令和 6 年 7 月から 10 月まで）。

第6 今後の取組みについて

那覇市保健所では、旅館業（ホテル等）、理美容所、公衆浴場等の生活衛生営業施設や特定建築物、簡易専用水道施設等の衛生管理指導・啓発等を通じて、市民の皆様の安心・安全確保に取り組んでいます。多くの市民の皆様が利用するこれらの施設について、引き続き生活衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施して参ります。

また、那覇市を訪れる国内観光客及びインバウンド客は増加傾向にあることから、需要が見込まれる旅館業、公衆浴場等について重点的に監視指導を行うとともに、レジオネラ属菌の発生リスクが高い入浴施設については、積極的に行政検査を実施することでレジオネラ症の防止に取り組めます。

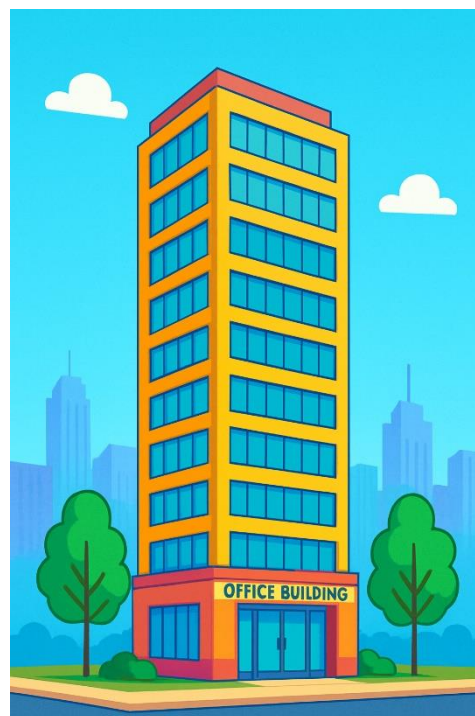
令和 5 年度よりオンラインによる窓口予約及び営業許可等に係る事前相談を開始しています。今後も、事業者の皆様の利便性向上及び手続きに係る負担を軽減するために、対象手続きの拡大に取り組めます。

別表 令和 6 年度 業種別監視件数実績

	全施設数（件） (R6. 3. 31 現在)	目標監視件数 (件)	監視件数実績 (件)
理容所	285	20	36
美容所	1, 026	70	106
クリーニング所	413	20	18
興行場	11	5	5
旅館業	705	250	269
公衆浴場	123	30	55
水道施設、その他 ※1	1, 391	30	199
ビル管法関連 ※2	265	20	36
住宅宿泊事業法関連	366	300	300
合 計	4, 585	745	1, 024
※1 水道施設：1, 361（うち医療施設：18 件）、温泉施設：4 件、遊泳用プール：26 件 計 1, 391 件 ※2 特定建築物：199 件、事業登録：66 件 計 265 件			



興行場



特定建築物